

## 第3回古平町議会定例会 第2号

令和2年9月17日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 認定第 1号 令和元年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会委員長報告)
- 2 一般質問
- 3 意見案第2号 子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書
- 4 意見案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 5 意見案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 6 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
(総務文教常任委員会)
- 7 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
(産業建設常任委員会)
- 8 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(広報編集常任委員会)
- 9 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(議会運営委員会)
- 10 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(庁舎等建設調査特別委員会)

### ○出席議員（10名）

議長 10番	堀 清 君	1番	木 村 輔 宏 君
2番	逢 見 輝 続 君	3番	真 貝 政 昭 君
4番	寶 福 勝 哉 君	5番	梅 野 史 朗 君
6番	高 野 俊 和 君	7番	岩 間 修 身 君
8番	山 口 明 生 君	9番	工 藤 澄 男 君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町	長	貞 村 英 之 君
副 町	長	佐 藤 昌 紀 君
教 育	長	石 川 忠 博 君

総務課長	松尾貴光君
総務課主幹	佐藤亘君
町民課長	五十嵐満美君
保健福祉課長	和泉康子君
産業課長	細川正善君
建設水道課長	高野正龍君
会計管理者	高白岩君
教育次長	本人間克昭君
総務係主査	湯見克完君
財政係主査	浅学君

○出席事務局職員

事務局長	三浦史洋君
議事係長	澤口史達真君

開議 午前 9時58分

○議会事務局長（三浦史洋君） 本日、会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 認定第1号

○議長（堀 清君） 日程第1、認定第1号 令和元年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

お手元に配付しておりますとおり、決算審査特別委員会委員長より委員会審査報告書が出されております。

各会計歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきものと決定されております。

本件は、議員全員による決算審査特別委員会でありましたので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定しました。

それでは、これより討論に入ります。

各会計一括で討論とします。

まず、本案に反対の討論を許します。反対討論。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） いや、一括です。

○3番（真貝政昭君） 令和元年度予算の執行に当たりまして、職員の皆さん、大変ご苦労さまでした。貞村町長にとっては3年目の年に当たりますけれども、町政執行に当たっての体質は令和2年度予算に対する反対討論で述べましたので、さらに追加する形で述べさせていただきます。

それは、弱者切捨での体質です。弱者救済の福祉灯油を実施しないとか、古平に診療所は要らないと言わんばかりに患者や家族、診療所の労働者の顔も見ずにベッドからの追い出し、全員解雇はその一例です。最近では、経済的弱者を置いてきぼりしたプレミアム商品券でもかいま見ることができました。診療所についてはその後半端な形で再開しましたが、外来患者数は資料を見ますと半減と。少子化に至っては頼りにされていません。診療所離れの加速が予想されます。入院可能な診療所復活が最重要課題と考えています。幼児センターの年度替わりでの退所が数件、途中でも退所

が1件と報告があり、異常に思いました。待機者解消のために行っているとしたか考えられません。これでは安心して古平で子育てできません。余市方面への居住、移転の加速が心配されます。原水爆禁止運動への少額の募金についても、総務課から行政の垣根を越えて廃止され、少額の支出でも全面的な見直しがされています。おかげで体連加盟の3団体が解散し、脱退しました。町民の健康増進に役立ち、ひきこもり防止面でも水を差すことになっています。令和2年度に生まれる予定の子供が2名と異常な事態となっています。数年後の複式学級が現実のものになってしまいました。高校の閉校に続き、医者への追い出し、複式学級を目の前に並べ立てられては若者は近づかず、遠くばかりであります。猛省を求めます。火祭りに水を差し、学校の灯が風前のともしびでは、古平の灯はどうなるのか。貞村町長の采配に展望を見いだせません。

以上で反対討論といたします。

○議長（堀 清君） それでは次に、本案に賛成の討論、ございませんか。

○8番（山口明生君） それでは、今回の決算につきまして賛成の立場から若干お話をさせていただきます。

この数年来厳しい財政状況にある古平町において、当然のごとく切り詰めていかなければならない行政サービス、そういったものもありますし、大きな事業として中心拠点誘導複合施設等の建設から始まり、火葬場など町有財産、町有施設の老朽化に伴う建設等、修繕等も多々あり、そういった中で教育現場、福祉の現場、医療の現場、特に医療については苦しい状況の中で町営として進めていく、そして問題も起きる。行政サービスにおいて、100点満点はありませんと感じています。ただ、それをいかに赤点を取らずに80点なり90点なりの平均点を取っていくのかという点において、今回令和元年度の決算は単年度収支で黒字を出しています。これについては、非常に私は評価できる点と考えています。もちろん、反対討論にもありましたように、全ての住民が全ての面で納得できているかという、それは難しいかもしれないのですが、ただ先ほども申しましたとおり、私は及第点がしっかり取れている決算であったというふうに感じております。町民に対してはそういった行政の努力や創意工夫、そういったものもきちんと伝わるような決算になっていると感じております。

以上です。

○議長（堀 清君） ほかに討論ございませんか。反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから認定第1号 令和元年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 賛成多数です。

よって、認定第1号 令和元年度古平町各会計歳入歳出決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第2 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、工藤議員、高野議員、寶福議員、真貝議員の4名です。

順番に発言を許します。

最初に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） まず最初に、草刈り業者についてということで、私も質問しやすいように、また答える人も答えやすいのではないかと考えて、5項目に分けて、それを順番に読み上げますので、それで答えていただきたいと思います。

まず、昨年まで建設水道課が担当しておりましたが、なぜ総務課に替わったのか、その理由をお聞かせください。

それから、町内業者から町外の業者に替わった理由とその会社の仕事の内容をお聞かせください。

それから、途中で業者を交代させたわけを詳しく説明してください。

次に、作業時に町の軽トラックを使用しておりましたが、町からのリースなのか、それとも無償貸出しなのかを教えてください。

最後、監督した職員がいたと思うのですが、業務指導、業務内容など現場ごとに報告があったのでしょうか。その点についてお答えをお願いします。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

質問羅列して、ちょっと順番変わるのですが、まず町内業者から町外の業者に替わった理由ということですが、これ2定でも工藤議員の質問に答弁したとおりでございますが、今まで委託業者に委託してやっていたのですが、町民の皆さん、特に議員の皆さんから公園の草刈りの充実要望というものが多数寄せられていたため、その改善策として行政がやっていたのではということで、草刈りに慣れた人を雇ってもらって、専属で作業に当たってもらえれば作業効率も上がるし、充実するのではないかということで、包括業務委託に追加して体制の強化を図ったということでございます。包括業務委託というのは総務課が担当であることから、建設水道課から総務課に担当が変更になったということでございます。ところが、替わって、結構クレームがあったものですから、かなりやった後見回っているのですが、昨年、一昨年よりもかなりきれいにやっていたにもかかわらず、町民のほうから訳の分からない人が草刈りしているですとか、あと2定でも工藤議員から言われましたが、公園の中心部だけやって、へりのほう全然やっていないとか、そういうことで言われて、2定でも答弁したとおり、あれだけきれいにやってもそういうことであるならば元に戻そうかと2定で答弁したと思います。それを来年に向けてということだったのですが、今回なったと。それは理由は後で説明しますが、今回元に戻したと。従来どおりであれば、あそこまできれいではなくてもそこまで言われることなかったものですから、元に戻したということでございます。

あと何言いましたっけ。会社の仕事ですか。そこの委託会社の包括業務委託の仕事内容ですが、委託先はおとしから包括業務委託やっている共立メンテナンスです。共立メンテナンスの仕事は、CMでも流れておりますが、マンションとかの管理運営、社員寮とか、そういうものの管理運営、それからホテル事業、それからPKPとって、これが自治体向けの業務受託と、こんなような仕事をやっている会社で、今回はPKPのほうで包括業務委託をやっていただいているということでございます。草刈りの委託時間は昨年、一昨年よりも多い662時間ということになりますので、これできれいにできるのかなと思ったのですが、確かにきれいだったのですが、それでも何ぼきれいにやっても駄目だということなので、考え直したということでございます。

それから、軽トラックがリースなのかどうなのかということなのですが、作業時の軽トラックや草刈り機などの必要な機器については町からの無償貸与ということで、契約上そういうふうにしております。ただし、保険は会社のほうで掛けております。これも2定で答弁したとおりでございます。

それから、監督した職員の報告ということでございますが、監督職員からは契約上月1回業務指導、業務内容について定期報告、その他随時必要に応じて担当の総務課と監督職員と打合せを実施しておりました。特に草刈りについては、先ほど申したとおり、町としては公園の状況を確認して、かなり良好だと思っていたのですが、なかなか理解してもらえず、そして言われるとおり、もう少しきれいにやれという、やったのですが、あまりぎりぎりまでやりますと石が飛ぶということで、そこら辺ちょっとうまくいってなくて、あっちの会社のほうで、会社の経費のほうで草刈り機に石飛び防止のカバーまで買ってやっていたのですが、2定の定例会で工藤議員からの質問後に飛び石の事故、3回目発生いたしまして、これでは駄目だということで、公園の草刈りは昨年と同様の体制にしたと。詳しく説明してくださいということなので、かなり詳しく説明したところでございます。

以上でございます。

**○9番（工藤澄男君）** この業者はもともと古平町と何か関係あった、例えば前に仕事をしたことあるとか、そういう関係のある会社なのか、それともたまたまその会社があったから頼んだのか、その辺がちょっとはつきりしないのですけれども、その点まずお願いします。

それから、今町長最後に、前に、前回のときにやはり同じ草刈りで私自分の経験を言ったら、私の経験したことを、そのまま同じことをまたこの業者がやったので、やっぱりそういうことってあるのだなとは思いました。そして、私が一番お聞きしたいのは、一番最初に草刈りしたときの、そのときの草刈りのやり方というか、何か違和感を覚えたので、それで私あのとき一般質問で草刈りについて質問したわけです。

それから、途中で交代するようであれば、その業者というのはあまりきちっとしていなかったのではないかという気がするのです。今までこういう委託の仕事でもって途中で交代したというのはあまり聞いたことないのです。ですから、この業者はどういう関係で町が委託したのでしょうか。

**○町長（貞村英之君）** 包括業務委託はおとし委託契約結んだのですが、契約のときに議会でも、ここでも説明いたしました。作業員とか古平町に採用される方もだんだんいなくなってきた、採

用試験自体、古平町を希望する人が誰もいなくなって、職安に頼んでも人がいないということで包括業務委託という形式を取って、おとしそういう業務、単純労働業務みたいなものは包括業務委託にすることでプロポーザルで応募して、全国公募して来てもらった会社でございませう。いろいろ事前に声をかけましたが、北海道の会社、あまりできないということで、共立メンテナンスしかプロポーザルは公募しておりませんでした。学校から、学校の給食業務からいろいろ範囲が広いものですから、なかなか受けられないのではないのかなとは思っておりましたが、そういうことで来ていただいた会社です。それで、昨年、先ほど申したとおり、この草刈りについても建設水道課の負担になっていたので、こちらのほうに移していただいたと。なかなか建設の技術者、土木技術者から職員に採用、今すごく困っているのですが、なくて困っているのですが、いろいろ工業高校とか行ってお願ひしているのですが、採用者いなくて困っているところ、こういう業務があつて、少しはよくなったのかなと思つていたのですが、それで年度途中で替えることあまりないというのも、確かにあまりないのですが、例は結構あります。年度途中で替えた例は、古平はないかもしれませんが、ありますし、実際のところあそこまできれいに刈つてもさらにクレームが多いということは、かなり慣れた人採用してやつてもらつたのですが、こういう事故が3件も起きたということで、それ以上うちのほうから言うことはできなくなって、契約は元に戻したということになります。公園の草刈りというのは、どちらかというところパークゴルフとかゴルフ場とかの芝と違って、冬の間雪とか運んで来て、石とか交じつて、雪が積まれて、春になったらその石が散乱しているのです。それ、草生えたからといって草刈ると石飛ぶのは当然だといへば当然なのですが、そういうことを分かつて、あまり強いことも言えないなということで、契約は元に戻したと。解除したわけではなくて、残っている包括業務委託ありますので、昨年、一昨年と同じ形式に戻したということでございませう。ただし、建設水道課の所管以外の公園については気をつけてやつていただいているところでございませう。

以上でございませう。

○9番(工藤澄男君) 今大体話は分かつたのですけれども、例えば学校とか、それから集会所なんか町の職員さんがやつてくれている場所もあります。今日も実際に今来るとき役場の職員さんが草刈りをしていました。非常にきれいに刈つております。ですから、公園に限つては、私が前のとき言ったように、ただ子供が重点的に遊ぶ場所と、そしてある程度遊ばないような場所の刈り方をちょっと考えればいいだけの話で、例えば、だから前にも言いましたけれども、子供たちが遊ぶようなところはワイヤのブラシを使って短く細かく切るとか、そしてそんなに遊ばないところは普通のこの歯で普通に刈るとか、そういう工夫もまた必要だと思つたのです。何もかにもきれいにしろとは言いませんけれども、ただ公園の場合はそのとき、そのときで草刈るわけにはいきませんので、ですから最初に細かく刈つておけばある程度長もちもするということで、今度からはある程度そういうのも役場の担当の職員の方々もやっぱり気をつけて見て、そしてお互いに相談しながらやれるような体制をつくつたらいいと思つたのですけれども、どうでしょうか。

○町長(貞村英之君) 公園のほうは言われるとおりでございませうが、そのようにやつていたと思つたのですけれども。作業員の方、いろんな公園、かなり経験深い人だったので、そういうふうによ

っているとは思ったのですが、なかなかそういう一致がしないで、今後といっても今の体制、また元に戻すというか、包括受託に任せるとまた知らない人がやっているとか、そういう話に、クレーム出てきますので、やるとなれば今後十分周知の上、こういう形でやらせていただきますという周知もしなければなりませんので、その上で了承得なければ前に進めないと思いますので、今後やる時は検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 次に、放射性廃棄物についてということで、一応ここに書いてあるのですが、私書くのがちょっと早かったのか、この次の日あたりから大騒ぎになりまして、新聞だとかテレビで大騒ぎになりましたので、町長の答えは所信表明なり、昨日の新聞等にも載っておりましたので、分かりましたが、書きましたので、一応読ませていただきます。

寿都町が原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定の文献調査に応募したのを検討しているが、道内外の自治体や全国の各団体から反対が多くあるが、町長の考えをお聞かせくださいということで、もう一回、すみません。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の2問目の質問ですが、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する質問でございますが、私の考え方については行政報告でも述べたとおりでございます。寿都町と神恵内村、今検討しているところだということで今日も報道されておりましたが、当町に対しては特段何も説明あったところではありませんし、詳細が分からない状態では両町の対応について意見を述べることはなかなかできないのではないのかという考えであります。寿都、神恵内、勉強会や検討を行うということ、両町の将来を考えて行うことは別に悪いことでもありませんし、必要であると考えます。ただ、議論の経過について適切な時期に説明があればいいのかなど、してほしいなど思っております。今回の報道を受け、本町におきましても国が平成29年に公表した科学的特性マップの中で一部処分が適地とうちもなっております。ただし、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律ですとか、政府がつくった基本方針などを照らし合わせてみますと、なかなか本町としては概要調査及び文献調査の申請、核のごみの受入れはうちの町はすべきではないと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 次といいますか、次の質問は、今結局寿都と神恵内のことでほとんど大騒ぎしておりますが、私は今回、この次の質問はその寿都町や神恵内の騒ぎを別として、実際に困るであろうこの廃棄物の問題を、まず廃棄物を処理する場所、それをつくるためにはどうしても問題になるのがつくるといよりもごみが出るのは原発だと思うのです。ですから、このごみの処理場のことを話すときは、原発がある限りは必ずこの問題が出てくるのです。それで、町長にちょっと伺いたいのですが、町長の考えとして、今実際に3号機止まっていますけれども、先日北電の方とちょっと話ししたら、3号機の中にも廃棄物が入っていますよということで、だから廃棄物処理を語るときにはやはり原発と一緒に語らないと何も、ただ廃棄物反対、廃棄物反対というのであれば誰でも言えるのです。そして、原発に賛成しながら今になってから今度反対というのも物すごく多いと、そういうのも聞いています。結局国のほうでも原発を推進して、そして国内外、外国にまで

原発を推進させているような状態で、処理場の問題を今までないがしろにしてきたのです。ですから、この原発を止めない限りは本当に何百年先までも問題になると思うのですけれども、町長としてはこの原発とごみの絡みというのはどのように考えていますか。

○議長（堀 清君） 答弁できますか、町長。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（堀 清君） 再開いたします。

○町長（貞村英之君） 放射性廃棄物に関する質問の中で原発のことを質問しているわけですが、原子力発電、その他については国のエネルギー政策の中で論議されていることですので、私のほうからそれをどうのこうの言う立場でございませませんが、中身としては、工藤議員おっしゃるとおり、原発あつての放射性廃棄物でございますので、どこかの段階でそれは論議されていくべきものなのかなと考えているところです。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） なぜこういうことを聞いたかという、古平町も原発のすぐそばにあるわけです。何か災害起きたときはやはり被害も受けやすいと思うし、またこの廃棄物を例えばどこかへ運搬するときに何か事故があつて、そのときにこっちのほうにまで影響が来たらということも考えたので、今町長にどのような認識を持っているかということを探ねたのです。これからまず何かあつて一番私びっくりしたのは、後志でも原発の周りの町村長さんがあまり意見を述べていないというのもあるし、よその町のことだから関係ないと、それでいいのですけれども、それはそれでいいのですけれども、そうでなくして、やはりあそこに原発があつて、そしてこの廃棄物が出ると。では、その廃棄物のそしたら処理はどうするのかとか、やっぱりきちとしたものをこれからも古平町としても考えていく必要があると思うのです。

終わります。

○議長（堀 清君） 再度答弁いいですか。

○町長（貞村英之君） 原子力行政の質問でございますが、先ほど申したとおり、国のエネルギー政策の中で論議されている問題でございますので、ここで答弁は差し控えたいと思いますが、確かに近くにある原発、そこまで言うのであれば何で最初に来るときに止めなかったのかなという気持ちはありますが、今3号機はプルサーマルもやるような施設でございますので、廃棄物を処理するところがなかなかないということは全国的な議論の中でやっていくべきものと考えておりますので、答弁のほうはこのくらいでご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 次に、高野議員。

○6番（高野俊和君） 名産品の宣伝、発信について町の考え方を伺いたします。

今年は、コロナウイルス感染の拡大によりまして全国的に多くの事業やイベントが中止になっております。完全終息の見えない中、最近テレビの報道などでいろいろな対策を取りながら、少しずつ経済活動のためのイベントなどが動いてきているようであります。当町におきましても本年度は定着しております人気の漁協祭、ロードレース大会、全て中止になり、我が町の名産品をアピールする機会がありませんでした。今年度は、当町のオリジナル大吟醸、古平も醸造予定でありますし、名産品の宣伝も発信していかなくてはならないだろうというふうに考えております。今後來年も見据えまして、町のお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

また、将来的にふるさと納税の返礼品の一つとして大吟醸古平も加えるということは考えになっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○町長（貞村英之君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

コロナ禍でなかなか名産品の宣伝ができないという、これはイベントや、そういうものが全部中止になっておりますので、直接古平の味を宣伝するということはできないのは事実でございますが、昔からリンケージ・アップとか、大通のそういうイベント、それから大手スーパーの催事、あってもなかなか古平の人、参加していないので、イベントのPRというと漁協祭とロードレース、温泉祭り、そのぐらいかな、大体1万1,000人ぐらいの宣伝効果があるのかなと思っております。そんな中で、直接肌身に感じられないような宣伝効果ではありますが、有効なのはやはりインターネットとか、そういうもの活用したPRではないかと考えております。そういうことで、今回ふるさと納税のサイトも2つ増やしましたが、納税額が1.7倍に増えたと。効果額は2万8,500人の方が寄附してくれたということでございますので、町内イベントの何倍にもなる効果がございます。こういうことで、こういうネットみたいなものを活用して宣伝していくしかないのかなと思っております。

次に、今度できる大吟醸を返礼品に加えることあるのかという質問でございますが、吟醸古平、純米吟醸の古平ですが、6月から返礼品としていますが、1本ということもございまして、大体1万円に対して3割という規定ありますので、1本しか組み合わせできないのですが、いまだに1件しか申込みがない状況です。ただし、大吟醸できましたら別の特産品を組み合わせるとか、吟醸と大吟醸を組み合わせるとか、ちょっと工夫して考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○6番（高野俊和君） 私も宣伝はインターネットとか、そういうのを少し活用するのがいいだろうなというふうには思っておりましたけれども、来年以降につきましてですけれども、このコロナの状況が改善された場合には今までの漁協祭、ロードレース大会、また温泉祭りなど再開をしていくという方向で考えてよろしいのでしょうか。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

コロナで中止になった、コロナという影響で中止になったわけですから、やめたわけではありませんので、当然継続していくのかなと考えているところです。

以上でございます。

○6番（高野俊和君） 古平町の魅力を発信することによりましてふるさと納税なども大きく反映されていくだろうというふうに考えますので、大いにアピールをしていくべきだろうなというふうに考えています。答弁要りません。

終わります。

○議長（堀 清君） 次に、寶福議員。

○4番（寶福勝哉君） 当町の路線バス、タクシーについて質問させていただきます。

行政報告でもある程度の方向性が分かったのですが、もう一步踏み込んで説明がほしいので、質問いたします。路線バスに関して、利用者数の減少やコロナ禍の影響により将来的に減便になるのではないかという声が聞かれます。町内においてはコミュニティバスの運行がありますが、町外への通勤や通学、通院に対しての影響が懸念されるところであります。また、タクシーについては現状需要と供給にずれがあり、特に深夜の利用への対応が厳しい状況にあります。9月3日に倶知安町では郊外地区と市街地を結ぶデマンドバス、予約制乗り合いバスを運行する方針を固めましたが、当町の郊外交通確保についての考えをお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 寶福議員の一般質問、路線バスとタクシーについての質問でございますが、お答えいたします。

まず、路線バスに関しましては、行政報告でも概略述べましたが、積丹線、令和3年4月からの段階的な減便が提案されているところでございます。これまで具体的な減便提案というものがなかったものですから、令和元年度に設置いたしました地域公共交通活性化協議会、設立いたしました。議論は進んでいなかったというのが実態でございます。減便提案の中には、余別美国間がなくなるというものがございますが、当町では余市町への通院に利用されている便も入っております。早急に公共交通計画を検討して、余市町内の医療機関、一番遠いので協会病院ですか、までのデマンドバスの運行などを検討していかなければならないのかなと考えております。これと併せて、町内のコミュニティバスについても時間帯によっては利用者が少ない便もございまして、全体としてデマンド化というものも検討していかなければならないのかなと考えているところで。

それから、2点目です。タクシーでございますが、つばめタクシー、ここに営業所あったのですが、2年前からここなくなるので、余市に集中されました。その後、余市のほうも2社あったのが1社になって、つばめだけになっていてということでございます。つばめが余市の中で大変苦慮しているという話も聞いております。古平町にいますと、日中はタクシーが待機してございますが…

（何事か言う者あり）

○町長（貞村英之君） 日中ではタクシーが待機しているところですが、夜間については午後9時で余市へ戻る運用となっているところでございます。乗車距離によっては余市から呼んでも来るということですが、余市に、先ほど申したように、つばめ1社になって、余市町内に待機している台数も少ないということ、それから何分もかけて、20分、30分ぐらいかかるのかな、かけて来て、初乗りだけだということになると、なかなか経営上対応できないという場合が多いということでございます。タクシーについては、こちらに需要があっても距離とか関係ございますから、経営が成り

立たなければなかなか難しいということでございますので、夜間はなかなかできないのかなど。確保は難しいのかなど考えております。代替事例としてライドシェア、自動車の相乗りということも内部で一回検討したことはあるのですが、法的にもなかなか難しいのかなど考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（寶福勝哉君） タクシーの状況については分かりました。

ちょっとバスについてももう少し聞きたいのですけれども、先ほど令和3年の4月に減便となることでしたが、どれくらいの時期をめぐりにデマンドバスの運行開始となるのか。もし分かりましたら、町民の関心の高いことですので、具体的な減便の内容、もし分かれば教えてもらうことはできますでしょうか。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

令和3年4月から減便になっていくということでございますが、デマンドバスの運行を担う業者の確保というのがなかなか大きな問題でございまして、町内にはないというのが現状でございます。しかるに、令和3年度の早い時期に試験運行というのにこぎ着けたいので、今国の補助金ですとか、そういうものを探して、何とか試験運行は来年度にはこぎ着けたいと考えております。

次に、具体的な減便の内容、確かに町民の関心も高いと思いますので、減便の内容については担当の総務課長のほうから答弁させますので、答弁させていただきます。

以上でございます。

○総務課長（松尾貴光君） 中央バスから現在提案されている減便の内容を口頭でしかちょっとお示しすることができないのですが、分かる範囲で、分かる範囲というか、提案の内容を説明させていただきますと思います。

減便と併せて時間帯の変更もあるのですが、今回は減便の便だけというふうに理解していただければと思います。今後10月の頭に協議会がありますので、またちょっと入り繰りするかと思いますが、方向性として大体どのくらいの時間帯の便がなくなるのだなというのは理解していただければと思います。まず、令和3年4月1日に変更、減便したいと言っている便につきましては、まず古平から余市、小樽方面へ行くバスです。8時6分新地発の余市駅前行き、11時23分、新地バス停の小樽行き、19時13分発の小樽駅前行き、この3便が小樽方面への平日ダイヤ、令和3年4月1日の減便予定の便でございます。逆に古平に到着する便は、1便減便が予定されております。古平の新地町に8時10分、小樽から来る便で到着するバスでございます。これが第1段階、小樽方面が3便、それと余市から来る部分が、小樽から古平のほうに来る分が1便でございます。

次に、第2段といたしまして、令和4年4月1日に行う減便として、小樽方面へ行くバスで7時2分、朝の。小樽行き、このバスが減便となると。あと、15時17分、新地バス停、この小樽行きが減便となるという提案でございます。逆に今度小樽から古平方面に来るもので、新地バス停11時10分着の小樽から来る便、新地のバス停に14時10分に到着する小樽から来る便、この4便が令和4年4月1日に減便となるという提案を受けております。

令和5年の提案につきましては、便数の減ではなくて、令和5年10月1日に全て美国発着となる

と。余別まで行くバスはなくなるというのが現在中央バスから受けている提案でございます。これに大体基づきまして土曜、日曜の、土日祝のダイヤについても減便となる予定でございます。

以上でございます。

○4番（寶福勝哉君） 説明ありがとうございました。何とか減便に合わせて町のデマンドバス運行させていただいて、町民が安心する郊外交通の確保の確立を願ひまして、今回質問は終わります。

以上です。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時58分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後になりますけれども、真貝議員。

○3番（真貝政昭君） それでは、質問させていただきます。

1点目の町有施設、括弧書きで学校、福祉施設等と書いています、の水道蛇口の改善について質問します。質問に先立ちまして、今回のコロナ対応で衛生面で非常に注目されている部門です。それで、小中学校と教育施設では文化会館と、それからB G海洋センター、それと福祉関係では幼児センター、水道蛇口の取っ手の部分、見てきましたけれども、いずれもひねる手回し式になっています。それで、衛生面でですけれども、簡便な形ですとレバー式が衛生面で徹底するのに非常に有効だというふうに考えております。これに替える必要があるのではないかという質問です。質問通告の中に電動式という字句がありますけれども、今回の質問ではこの字句については削除してお聞きします。

○町長（貞村英之君） 町有施設、学校及び文化センター、海洋センターについて教育長のほうから答弁いただきますので、私のほうは元気プラザ、地域福祉センター、ほほえみくらす、診療所についてですが、町有施設、今言いました学校、教育以外の施設については全て水道の蛇口はレバー式または自動センサー式となっております。

以上でございます。

○教育長（石川忠博君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

学校及び文化会館、それから海洋センターについてでございますが、衛生面では現在新型コロナウイルス感染症対策としまして水道蛇口のみならず、大勢がよく手を触れるドアノブですとか手すりですとか、そういうところを定期的に拭き取り消毒をして対応しているところでございます。水道蛇口の改修だけでは完全な対策というのはできないものですから、これまでどおり消毒で施設全体の衛生環境を保ちたいと考えております。

また、利便性についてでございますが、各施設の利用者から使いづらいといった声は今のところないというところでございますので、支障はないものと考えているところでございます。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 今回のコロナに限らず、ウイルス関係はやはり指の衛生面が取り沙汰されています。手回し式ですと必ず指で持ってやるという行為になりますから、レバー式ですと肘だとか腕、それでも可能になりますので、直接顔に指で触るという行為がそれこそ子供の場合特に問題になりますので、そういう面で現場で問題性はないと言っている、やっぱり衛生面で今後の課題として、そんなに多額に費用がかかるわけでもない、いずれはそういうレバー式に替える必要があるのではないかというふうに思います。また、福祉施設関係でも若年層、それから高齢者でもひねるという行為はちょっとレバー式よりは問題がある蛇口ですので、いずれレバー式に替える必要があるのではないかというふうに考えております。一応申入れも兼ねて申し入れましたので、この点については以上で終わります。

次に、では小学校の保健室にエアコンの設置という件です。小中学校を見て、以前の議会に出された資料を見ても基本的に一番新しい小学校でも職員室にあるというのを除けば、熱の出るパソコンの置いている教室のみ補助対象になっているのです。だから、中学校でいきますとパソコンのある教室、それから小学校でいきますとパソコンがある図書室ですか、それと職員室というふうになっています。保健室を見ますと、保健室の設置については補助対象になっていないということで、一番新しい小学校でも設置されていない。小学校も中学校も、従来の民家の経験的なあれからいいますと、それこそ使いやすい建物、生活しやすい建物というのは日当たりと風通しというのが基本なのです。だけれども、学校については風通しというのはあまり考慮されていないで、むしろ冬の暖かさを追求するというので網戸もない、それから風通しのために便宜的に排煙窓というのを使ってやっているようなもので、小学校も中学校も風通しはほとんど期待できない。そして、密閉性です。密閉性が高度に追求されてきているのが現状の公共施設、今回の複合施設もそうです。かなり高温、気密な建物となっています。だから、そのように、実際に養護の先生にお会いしましたけれども、いろんな手を使っていますようです。どこかにあった扇風機を持ってきて、気休めにやっているけれども、このたびのそれこそ28度を超える熱中症注意報だとか食中毒警報だとか、ああいうような気温のときは本当に具合が悪くなった生徒を保健室に寝かせていて、かえってむしろ悪くなるような感じになることさえある。そういうふうになったら家に帰すしかないですねというふうにお話をしてきたのですけれども、やっぱり保健室の機能として、こういう夏場のそういう劣悪な環境の保健室にこれからはエアコン設置というのは義務化されるべき設備ではないかというふうに思っているのです。ただ、これは補助の問題もありますので、当面改善するには町で独自にやるしかないと思います。ぜひとも古平町で独自に改善すべきものだというふうに考えて、今回質問に出したわけですけれども、答弁をお願いします。

○教育長（石川忠博君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

今年は例年になく暑い日が続きましたことから、小中学校では保健室も含めまして校舎の温度が高かったということについては、委員会としても承知しているところでございます。本町の例年のやっぱり気温なども考え、夏、冬なども考えますと、直ちにエアコンを設置することは考えておりませんが、保健室を含めた暑さ対策、これについては今後も小中学校と十分相談しながら対策を進めていきたいと思っております。

○3番（真貝政昭君） よろしく申し上げます。

それで、3点目の質問に移ります。広報ふるびらに最近町の建設業者、指名業者です。その指名業者から町に100万円の寄附行為があったという記載がありました。この会社の役員に現職の議員が役員として名を連ねているはずなのですけれども、もしそうだとすれば公選法違反と、違反行為だと思っています。町のほうで合法として受け入れた根拠を伺いたいのです。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の質問にお答えいたします。

受入れ根拠でございますが、公職選挙法の規定で受け入れたものでございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 私が違反行為だと言っている根拠は公選法199の3です。今選挙法と言いましたけれども、合法とした選挙法の条文は何条なのですか。

○町長（貞村英之君） 公職選挙法199条の3に規定されております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 4年ごとに、選管事務局は総務課が兼ねているのですけれども、毎回のように全国市区選挙管理委員会発行の「地方選挙早わかり」というのを目にするのです、選挙のたびに。公選法について詳しく事例なども述べて、解説されています。合法とした199の3という町長の答弁ですけれども、その中の解説で候補のまたは議員の名前が類推される寄附はまかりならぬと、そういう解説です。これが199の3です。これを合法とする理由なのですけれども、この指名業者の名前から現職議員の名前を類推することはできないという判断なのですか。

○町長（貞村英之君） 類推するというのは、直接、今回の寄附、代表取締役社長、〇〇〇〇と書いておりますので、そちらの方からの寄附ということで、当てはまらないものと考えております。この件については逐条解説等、そこら辺のことに照らし合わせてちゃんと協議した結果でございますので、当てはまらないものと私は考えております。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 以上をもって一般質問を終わります。

### ◎日程第3 意見案第2号

○議長（堀 清君） 日程第3、意見案第2号 子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第2号 子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 意見案第3号

○議長(堀 清君) 日程第4、意見案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 意見案第4号

○議長(堀 清君) 日程第5、意見案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第6、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

#### ◎日程第7 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第8、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第10、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第3回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時24分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員